平成２３年（フ）第１４４号
愛知県小牧市春日寺２丁目109番地
債務者　合資会社中田工業
代表社員　中田　和子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前10時30分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３４５号
札幌市中央区北１条西10丁目１番22号
債務者　株式会社サンフラワー
代表者代表取締役　高橋　正一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４号
神戸市西区玉津町新方261番地の４
債務者　有限会社西神電気
代表者取締役　岡田　信子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時30分
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲464番地１
債務者　髙橋　和義
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　破産債権の届出期間　平成23年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３９号
千葉県柏市高田253番地２　ガーデンピア202号
債務者　新川　亮輔
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　尚道
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月11日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０９号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目10番11―607号
浩陽野嵩アパート
債務者　譜久嶺　一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前11時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第４３９号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番33―404号
債務者　大窪理里子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　文茂
4　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２号
兵庫県芦屋市若葉町２番２―1224号
債務者　吉田　昭夫
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田5712番地
債務者　芳野　博年
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲464番地１
債務者　髙橋美津子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２９０号
静岡県藤枝市高柳３丁目27番14号、前住所静岡県焼津市小柳津610番地の１サーパス西焼津506
債務者　長谷川友乃
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林405番地２
ファミールパレスＢ―101号
債務者　土信田満美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２８号
北海道常呂郡訓子府町西幸町16番地　幸栄団地11号
債務者　関　　佳子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―1543号
債務者　伊藤　麻生
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係